

## 議事の経過

開会 午前 10 時

**○尾原進一議長** おはようございます。議員各位には御多用のところ、御参集くださいまして、深く感謝いたします。

ただいまから、平成 27 年第 3 回安芸市議会定例会を開会いたします。開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

**○横山幾夫市長** 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成 27 年第 3 回安芸市議会定例会を開催できますことに厚く御礼申し上げます。

初めに、国政の動向ですが、8 月末に締め切られた平成 28 年度概算要求の一般会計総額は、今年度当初予算額に比べて 6.1 兆円多い 102.4 兆円と 3 年連続で過去最大を更新したと発表されました。このうち、地方交付税総額は景気回復に伴う地方税収の増加を見込んでおり、現時点では、今年度より 0.3 兆円少ない 16.4 兆円が要求されております。

地方創生につきましては、地方の自主的・主体的な取り組みを支援するため、新たな交付金を創設することとしており、内閣府など政府全体での要求総額は 1,080 億円となっております。

今後の予算編成過程での国の動向を十分注視し、地方公共団体への影響など情報収集に努めてまいります。

それでは、市政の主要な課題につきまして御報告申し上げます。

まずは、「平成 26 年度決算における財政健全化の判断指標」についてであります。

財政健全化の判断指標となる 4 つの比率につきましては、実質公債費比率が平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 カ年平均で 12.8%、将来負担比率が 73.7%となっております。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字決算となっております。また、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、住宅団地整備事業特別会計のいずれも資金不足が生じていない状況であります。

次に、「新火葬場整備の取り組み」についてであります。

新火葬場の早期完成に向けまして、用地の造成工事は順調に進んでおり、現在は建築工事の準備を進める段階となっております。

建築工事の予算につきましては、平成 22 年度の実施設計書をもとに資材単価等の上昇を見込んだ金額を当初予算に計上してございましたが、当初の見込み以上に資材費や労務単価等が高騰したため、既に御承認をいただいております予算では不足することから、本議会に建築工事費を追加する補正予算を計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、「南海地震対策」についてであります。

災害時の応急対策業務の円滑な実施を目的として、8 月に市内のし尿収集業者 4 社と「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」を締結いたしました。本協定により、被災した住宅などにおける災害し尿等の収集運搬業務は迅速な対応が進められることとなります。

また、9月15日には、市が購入した災害救急医薬品等を医療機関内へ備蓄することを目的に、市内の医療機関2カ所と「災害時救急医薬品等の整備管理に関する協定」を締結いたします。備蓄する医薬品は、災害医療救護計画に基づき約100人分としており、医療機関には有効期限が切れる前に医薬品を使用していただき、使用後に医療機関が補充することで資源の無駄を省く備蓄方法を導入し、医療救護活動に不可欠な医薬品等の確保に努めてまいります。

9月6日に実施しました安芸市総合防災訓練では、約2,700の方が参加する中、各自主防災組織による南海トラフ巨大地震を想定した津波避難訓練や炊き出し訓練、防災勉強会などさまざまな取り組みが実施されており、川北地区では避難所運営マニュアル作成のモデル地区として、避難所運営訓練が行われました。

消防防災センターでは、災害対策本部初動体制訓練、防災行政無線や携帯型デジタル簡易無線機を活用した情報伝達訓練、携帯電話・スマートフォンを活用した安否確認訓練などを行い、南海トラフ地震などあらゆる災害に対する防災活動の習熟に努めております。

また、今回の訓練にあわせて、四国総合通信局がFM電波による臨時災害放送局の開設を想定し受信調査を実施しており、市も避難所における受信状況の確認について協力いたしました。

今後におきましても、防災訓練の充実を図るとともに、自主防災組織と連携した避難所運営訓練などを行い、防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、「高速道路整備等に関する取り組み」についてであります。

安芸道路では、5月に設立された伊尾木地区に続き、川北地区、馬ノ丁地区、安芸東地区で、それぞれ対策協議会が設立されました。今後残りの地区につきましても、対策協議会の設立を予定しており、周辺整備の取りまとめなど、引き続き国の事業進捗に協力してまいります。

高知東部自動車道につきましては、赤野東地区の本線設計や、周辺整備の地元調整が調ったことから確認書・覚書の調印を9月4日に行い、今後は用地調査等が進められる予定とお聞きしております。残りの穴内中地区につきましても、随時、対策協議会との調整を進めてまいります。

先日発表されました、国の平成28年度予算概算要求の概要には、「四国8の字ネットワーク」の整備を推進していくと記載があり、平成28年度予算も確保していただければと思われませんが、これに安心せず、今後も事業化区間の早期完成や、安芸市以東の未事業化区間の新規着手を強く求めて要望活動を積み重ねてまいりますので、関係各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、「農業」についてであります。

日本一のユズ生産量を誇るJA土佐あきでは、南海地震対策としてユズ加工場の高台移転を検討しております。市としましても、中山間地域の基幹産業であるユズの振興を図るため、加工場の移転を支援するとともに、移転先へのユズ関連の企業誘致の可能性についても調査するなど、ユズの里づくりに向け取り組みたいと考えております。

去る8月28日、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が成立いたしました。

大きな改正点としましては、農業委員会法における農業委員の選任方法が変更されており、こ

れまでの公選制や議会を初め農協や土地改良区、農業共済組合等からの団体推薦が廃止され、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなっております。

今回の法律改正が適用される本市農業委員の任期につきましては、現在の任期が終了する平成29年7月19日以降となりますが、詳細が不明な点も多くありますので、国・県からの情報収集を注意深く行い、準備を進めてまいります。

次に、「プレミアム商品券」についてであります。

地域経済の活性化と消費喚起に向けて、安芸商工会議所の御協力をいただき取り組みを進めてまいりましたプレミアム商品券は、本年7月1日から販売を開始し、7月10日に2億3,250万円分を完売しており、商品券の取扱事業所も170店舗となっております。

8月末時点での換金額は、約1億7,000万円と順調な利用状況であります。商品券の利用期限は本年11月末となっておりますので、市民の皆様には、忘れずにご利用いただきたいと考えております。

次に、「観光振興」についてであります。

本年4月29日に開幕した高知家・まるごと東部博は、9月に入り開催期間は残すところ3カ月余りとなりました。

市が集計した4月から8月までの期間における、パビリオンの安芸市歴史民俗資料館とインフォメーションセンターの安芸観光情報センターの来客者数は、それぞれ対前年同時期比で213%、140%と大きく伸びております。

今後のイベントとしましては、安芸広域が連携して実施する「第1回安芸・室戸パシフィックライド2015」や、本市では「東海岸グルメまつり&全国じゃこサミット」と「おさかな祭り」の同時開催、「岩崎彌太郎 源流の地フォーラム」を予定しており、引き続き高知家・まるごと東部博の公式ホームページや公式ガイドブック秋冬号、インターネットなど様々な広報宣伝媒体を活用しながら、県内を初め県外の方々の誘客に努めてまいります。

次に、「社会保障・税番号制度」についてであります。

国は、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度を導入し、国民生活を支える社会基盤を実現するとしており、来年1月から社会保障、税、災害対策における行政手続での利用が開始されます。

マイナンバーにつきましては、国民一人一人に番号の記載された「通知カード」を10月以降に住民票の所在地に郵送することとなっております。市でも郵送に向けて準備を進めております。

市としましては、マイナンバー制度について市民の皆様には十分理解していただくことが重要であると考えておりますので、広報やホームページなどでの周知を図り、制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいります。

最後に、「教育」についてであります。

本年4月に行われた全国学力・学習状況調査結果では、小学校6年生を対象に国語・算数・理科、中学校3年生を対象に国語・数学・理科が実施され、8月に結果が公表されました。

本市の調査結果につきましては、小学生は国語・算数・理科ともに全国平均よりやや高くなっておりますが、中学生では国語Aが全国平均並みでその他は全国平均よりも低くなっております。

今後は、これまでの効果的な取り組みを継続しつつ、学力・学習状況調査の結果から課題を明確にし、授業改善などの課題解決に努め、児童生徒の基礎的・基本的な学力や活用力などの定着に取り組んでまいります。

生涯学習では、全国書展や全国書展高校生大会の開催など書道文化の振興に取り組んできており、これらの取り組みや書道を核としたまちづくりに役立ててほしいと、手島右卿先生の御子息より多額の御寄附を頂いております。

また、江戸時代土佐藩家老を務めた五藤家の方から、五藤家安芸屋敷や骨とう品等の御寄附をいただき、これまで以上に広く市民の皆様や観光客の皆様に観覧いただき、活用を図っていくため、本議会に安芸市五藤家安芸屋敷条例を提案しております。

「歴史と文化の香るまちづくり」を目標の1つに掲げ取り組んでいる本市にとりましては、この上ない喜びであります。

この御厚情に心より感謝申し上げますとともに、文化芸術の保存と活用に一層取り組んでまいります。

続きまして、今議会に提案いたしました議案を御説明いたします。

まず、予算案件は、平成27年度安芸市一般会計補正予算など5件であります。

このうち、一般会計補正予算は、主な増額として、旧下山保育所の解体工事ほかで760万円、新保育所建設事業の新築設計委託料ほかで2,810万円、道路新設改良では新保育所接続道路の測量設計委託料ほかで2,700万円、新火葬場本体工事費の追加で7,700万円、災害復旧費に8,880万円などで、総額2億7,610万円余りを増額するものであります。

次に条例議案は、「安芸市個人情報保護条例の一部を改正する条例」など8件でございます。

その他の議案は、報告案件3件、人事案件1件、決算案件12件、その他案件2件の計31件であります。

各議案につきましては、後刻、副市長並びに担当課長から詳しく御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

**○尾原進一議長** これより、本日の会議を開きます。日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

**○山崎富貴事務局長** 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。

次に、今期定例会に付議されました案件は、報告案件3件、人事案件1件、条例案件8件、予算案件5件、決算認定案件12件、その他の案件2件の計31件であります。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告があつて

おります。

次に、閉会中の議会活動について報告いたします。

まず、市議会議長会関係につきましては、7月10日、第153回全国市議会議長会社会文教委員会が開催され、議長が出席いたしました。8月26日には高知縣市議会議長会臨時総会が宿毛市で開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

次に、委員会関係の主な活動を報告いたします。

阿佐線・国道整備促進特別委員会は、6月26日、29日及び30日に、高知県東部地域の道路整備に関する要望活動を行いました。

南海地震対策調査特別委員会は、7月21日及び8月10日に委員会を開催し、調査を行いました。

議会広報特別委員会は、7月28日、8月4日、8月12日、8月25日、9月1日にそれぞれ開催いたしました。

議会運営委員会は、8月21日に議会基本条例について徳島県小松島市議会を訪問し、研修を行いました。

また、全国市議会議長会では、小松文人議員が議員歴20年以上で表彰されております。

以上で諸般の報告を終わります。

**○尾原進一議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において山下裕議員及び米田佐代子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は会期日程案のとおり本日から10月1日までの18日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○尾原進一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は会期日程案のとおり本日から10月1日までの18日間と決定いたしました。

日程第3、報告第13号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

**○小松敏伸副市長** 報告第13号「専決処分の報告」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものであります。

その内容は、平成27年7月18日に市道古井別役線で発生しました自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は35万6,000円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通し

をお願いいたします。

この事故は、同日午後2時ごろ、相手方の従業員が別役の作業現場に向かうため、相手方が所有する11トン運搬車で市道古井別役線を走行中、別役公民館から約30メートル下流付近で、路面の陥没により右側前輪が脱輪し、車両底部が路面に接触したため、フロントバンパー等を損傷したものであります。

台風11号による増水した水により、道路路側護岸石積みが洗掘され、道路下の路盤材が河川へ流出して空洞化したために生じた事故であり、過失割合は市側100%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分をしたものであります。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっておりまして、事故現場の道路は応急復旧により通行可能となっており、今後、災害復旧工事により復旧する予定であります。

今後におきましても、台風等による豪雨後の道路パトロールについては路面だけでなく路側部も含めてパトロール範囲を拡大させるなど、道路の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、専決処分の報告といたします。

**○尾原進一議長** 日程第4、報告第14号「健全化判断比率の報告について」及び報告第15号「資金不足比率の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、報告を求めます。

副市長。

**○小松敏伸副市長** 報告第14号「健全化判断比率の報告について」及び報告第15号「資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、議会に監査委員の意見をつけて報告するものであります。

まず、報告第14号「健全化判断比率の報告について」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字は生じておりません。

実質公債費比率は12.8%で、市債の抑制や繰り上げ償還の実施により、昨年度より1.9ポイント、将来負担比率につきましては73.7%で、昨年度より21.2ポイント改善されており、ともに基準を下回っております。

次に、報告第15号「資金不足比率の報告について」は、公営企業会計ごとに資金不足の比率を示す資金不足比率を報告するもので、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、住宅団地整備事業特別会計、水道事業会計の4会計とも資金不足額は生じておりません。

なお、監査委員から意見もつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告といたします。

**○尾原進一議長** 日程第5、議案第81号「教育委員会委員選任について同意を求める件」から議案第108号「平成26年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの28件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら28件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 議案第 81 号「教育委員会委員選任について同意を求める件」については、現在、教育委員として当市の教育行政の振興に努められております門脇茂利氏の任期が本年 10 月 21 日に満了するため、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

門脇茂利氏の経歴につきましては、議案説明 1 ページに記載しておりますが、経歴の表に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。表の上から 4 行目、「平成 61 年 5 月現在」と記載してありますが、正しくは「昭和 61 年 5 月現在」でございます。申しわけございませんでした。

続きまして、議案第 82 号「安芸市個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」が 10 月 5 日に施行されることに伴い、特定個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じるため、現行条例を改正するものでございます。

個人番号が付された個人情報については、厳格な保護措置を講ずる必要があり、同法第 31 条の規定の趣旨を踏まえ改正するもので、改正の要旨は、特定個人情報に係る「定義」や「利用及び提供の制限の規定」、「任意代理人による開示等を可能とする規定」等を追加するものでございます。

続きまして、議案第 83 号「安芸市個人番号の利用に関する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が 10 月 5 日に施行されることに伴い、個人番号の独自利用について必要な事項を定めるものでございます。

改正の要旨は、同法第 9 条第 2 項の規定に基づき、社会保障、税、防災に関する事務について、同法別表第 1 に規定される法定事務以外でも条例を定めることにより個人番号の利用が認められることになっていることから、市が独自に実施している事務で個人番号を利用することについて、必要な事項を定めるものでございます。

具体的な事務としましては「乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費の助成」、「重度心身障害者の医療費助成」及び「ひとり親家庭の医療費助成」の 3 つの事務について特定個人情報の利用ができるように定めるものでございます。

続きまして、議案第 84 号「安芸市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 85 号「安芸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が 10 月 1 日に施行されることに伴い、共済年金が厚生年金に統一されるため、現行条例において引用する地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改正するものでございます。

続きまして、議案第 86 号「安芸市立学校給食センター条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、市立小学校及び中学校の学校給食実施のため、その調理等の業務を処理する施設として、安芸市立学校給食センターを設置するものでございます。

設置条例を定めることで県に対しまして栄養教員の配置要望ができることから、今議会に提案するもので、供用開始は来年の1月25日を予定しております。

次に、議案第87号「安芸市五藤家安芸屋敷条例」につきましては、江戸時代、土佐藩家老を務めた五藤家の末裔の方より、昨年度、安芸城跡内にある登録有形文化財である五藤家安芸屋敷の寄贈を受けたことから、歴史的建造物である本屋敷を保存するとともに、市民の教養及び文化の向上に資するため、本条例を制定するものであります。

現在の建物は、明治29年ごろに建てられたもので、平成20年に登録有形文化財に登録され、これまでも五藤家の御厚意により、歴史民俗資料館の関連行事や白蓮まつり等で随時使用させていただいていました。今後、市民はもちろん広く利用してもらいたいという五藤家の意思もあり、本条例を定めて広く使用に供するものでございます。

続きまして、議案第88号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の改正に伴い、現行条例を改正するものでございます。

改正の要旨は、いわゆる番号法の施行に基づきマイナンバー制度が開始されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の追加と、個人番号カード開始に伴い住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するものでございます。

続きまして、議案第89号「安芸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、現行条例を改正するものでございます。

具体的には、条例により基準を定めている小規模保育事業所A型及びB型と事業所内保育事業所の配置しなければならない保育士の数の算定について、これまで保健師、看護師を1人に限り、保育士とみなすことができることとされていましたが、これに准看護師を追加するものでございます。なお、現在市内には、該当する小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所はございません。

続きまして、議案第90号「権利の放棄に関する件」につきましては、未払いの市営住宅家賃等の債権回収が困難となったため、その債権を放棄するため地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

相手方は、議案書に記載しておりますのでお目通しを願います。

放棄する権利につきましては、(1)昭和54年10月1日付で賃貸借契約した市営住宅に係る平成7年12月から平成18年6月までの間の未払い家賃135万2,300円及び同金員に対する遅延損害金に係る債権、(2)平成22年6月14日付で賃貸借契約(承継)した市営改良住宅に係る平成24年8月から同年9月までの間の確定延滞金2,000円、平成25年7月から平成26年2月までの間の未払い家賃8万円、同金員に対する延滞金及び遅延損害金並びに督促手数料800円に係る債権、(3)市営改良住宅の明け渡しに伴う明け渡し期限の翌日の平成26年3月1日から明

け渡し完了した平成 26 年 9 月 24 日までの間の損害賠償金 13 万 6,000 円に係る債権、(4) 市営住宅及び市営改良住宅の明け渡しに伴う家財道具の処分費用 26 万 7,624 円に係る債権であります。

市は、平成 26 年 5 月に未払い家賃等の支払い等を求める訴訟を提起し、勝訴判決を得て債権回収を図ってきましたが、連帯保証人の相続人の一部が相続放棄により、連帯保証債務も相手方が負うこととなり、その後、相手方が破産免責になったことにより、債務履行義務を負う者が存在しなくなり、債権回収が不可能となったことから、当該権利を放棄するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 91 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について」は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、処分内容は、未処分利益剰余金 6 億 253 万 535 円のうち、平成 27 年度の企業債元金償還見込額に相当する 5,892 万 1,346 円を減債積立金に、1,720 万 8,498 円を建設改良積立金に積み立てし、5 億 2,640 万 691 円を資本金へ組み入れするものであります。

このうち、資本金への組み入れについては、平成 26 年度より地方公営企業法が改正され会計基準等の見直しがされたことにより、これまでの建設に係る国庫補助金等についての決算処理が変更になったことに伴う剰余金の処分でございます。

以上で、提案いたしました案件の説明とします。

予算案件及び決算承認の案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○尾原進一議長** 企画調整課長。

**○野川哲男企画調整課長** 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、2 億 7,614 万 6,000 円の追加であります。

その所要一般財源は、主に繰越金を計上しております。

それでは、主な歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明いたします。事業別補正予算概要の 1 ページをごらんください。

2 款、総務費の 1 項 1 目、一般管理事務費につきましては、既決予算を流用して対応した訴訟業務に係る弁護士委託料及び手数料の補填でございます。

次に、2 目、人事管理事務費につきましては、主なものとして、人事給与システム導入委託料の追加でございます。

当初予算編成時は、使用料として、5 カ年（60 回）の分割払いで予算を計上しておりましたが、業者との協議により、今回、業務委託料として、一括払いに変更したことに伴う追加でございます。

次に、6目の財産管理費につきましては、主なものとして、旧下山保育所解体工事の流用補填でございます。

国道沿いに位置する旧下山保育所については、屋根の一部が飛散するなど、早急な対応が必要であったことから、台風時期に備えて、既決予算を流用して対応しており、今回、その補填を行うものでございます。

なお、財源として、社会資本整備総合交付金を充当しております。

次に14目の市税還付金につきましては、平成26年度の企業業績低迷による法人市民税等の還付金及び還付加算金の追加でございます。

国・県補助金返還金（福祉給付金）につきましては、平成26年度精算による臨時福祉給付金国庫補助金返還金の計上でございます。

国・県補助金返還金（園芸）につきましては、安芸中央インター線及び市道安芸伊尾木線の交差点拡張工事に伴い、JA土佐あきユズ処理加工施設の一部を道路用地として提供することによる、平成7年度農業農村活性化農業構造改善事業国庫補助金返還金の計上でございます。

なお、JA土佐あきからは、国費分263万1,000円のほか、市費分の78万9,000円の計342万円が市に返還されます。

次に15目のコミュニティビジネス支援事業につきましては、26年度の3月補正で計上した地域住民生活等緊急支援交付金（先行型）の上乗せ交付分に対応する補助金の計上でございます。

地域の住民等が主体となり、商品等の開発や観光振興につながる取り組みを支援するもので、補助率は3分の2、上限を50万円としております。

3款、民生費の2項4目の保育所建設事業につきましては、主なものとして、新保育所建設に係る新築工事設計委託料の計上及び用地購入費等の追加でございます。用地費につきましては、鑑定評価を行った結果、取得単価が当初見込みより増額となったことから、今回、追加するものでございます。

4款、衛生費の1項1目の医療機関等災害対策強化事業につきましては、災害発生時に医療救護所として開設される、第一小学校、土居小学校、清水ヶ丘中学校の3校に救急医療資機材を県の2分の1の補助を受けて整備するもので、7月に県より27年度の要望調査があったことから、今回、計上するものでございます。

次に、3目の火葬場建設事業につきましては、資材単価及び労務単価の高騰などにより、本体工事費が当初予算計上額から増額となったことから、今回、追加計上するものでございます。

6款、農林水産業費の1項3目の6次産業化ネットワーク活動整備事業につきましては、当初予算において、6次産業化に向けて取り組む加工施設等の整備に対する補助金を計上しておりましたが、事業者がより有利な他の補助制度に乗りかえ、本事業を取り下げたことから、今回、減額するものでございます。

環境制御型農業推進事業につきましては、施設園芸の収量向上に効果的な環境制御装置の導

入に対する補助金の追加でございます。

県が 27 年度の追加要望調査を 8 月に行い、27 戸から追加要望があったため、市補助金分を追加するものでございます。

次に、6 目の土地改良事業につきましては、農道赤野線及び穴内太夫屋地線維持修繕工事の流用補填でございます。

次に、2 項 2 目の鳥獣被害緊急対策事業につきましては、主なものとして、鳥獣防除ネット設置に対する補助金の追加でございます。

県補助金の追加配分があったことなどから、要望のあった県単分 6 件などを今回追加するものでございます。

次に、3 目の市単林道整備事業及び 8 款、土木費の 2 項 2 目、道路維持費につきましては、7 月の台風 11 号災害等に伴う、崩土除去等、災害対応のための委託料などの追加でございます。

3 目の道路新設改良事業につきましては、主なものとして、西浜地区に建設予定である新保育所への接続道路に係る測量設計委託料の追加でございます。

当事業には、緊急防災・減災事業債を充当しており、その 70%が交付税で措置され、残りの市負担分 30%に高知県津波避難対策等加速化臨時交付金が後年度交付されますが、この加速化交付金は、27 年度をもって終了となり、27 年度分に予算措置した分までが対象となることから、今回、計上するものでございます。

次に、防災安全交付金事業・市街地整備（道路改修）と社会資本整備総合交付金事業・道路（宮田岡住吉線）につきましては、交付金事業間の事業費調整でございます。

次に、3 項 1 目のがけくずれ住家防災対策事業につきましては、7 月の台風 11 号により、井ノ口山田地区の家屋裏の斜面が崩壊したため、のり面对策の工事費を計上するものでございます。

小河川整備事業につきましては、主なものとして、労務単価等の増によるコモ谷川河川測量設計委託料の流用補填でございます。

概要の 2 ページをごらんください。

9 款、消防費の 1 項 2 目の非常備消防事業費につきましては、主なものとして、火災、搜索等の出動に係る消防団員の費用弁償及び退職報奨金の追加でございます。

次に、3 目の消防設備費につきましては、28 年度に事業実施を予定している土居上中地区及び穴内刑部地区の耐震性防火水槽設置に係る測量設計委託料の追加でございます。

来年 2 月の事業要望に向けて、事業費を積算するため、今回、計上するものでございます。

次に、4 目の危機管理災害対策費につきましては、江ノ川下流及びさんまい海岸に設置する浸水対策用ポンプ設置委託料の追加でございます。

今後の台風等の浸水被害に備えて、所要見込額を追加するものでございます。

10 款、教育費の 1 項 3 目の育英事業費につきましては、8 月に受けた指定寄附を財源とし

て、学校図書館用図書の購入費を追加計上するものでございます。

次に、4項1目の放課後児童対策事業につきましては、主なものとして、障害児加配に伴う、土居学童保育所運営業務委託料の追加でございます。

27年度より、障害児受入強化推進事業が創設され、入所している障害児が5名以上の場合に補助基準額が増額となったことから、今回、追加するものでございます。

11款、災害復旧費の3項1目、公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）及び3目の公共土木施設単独災害復旧費（道路）につきましては、ともに7月の台風11号に対する災害復旧費の計上でございます。

補助災害復旧費として古井別役線ほか8件を、単独災害復旧費として、中川線ほかの測量設計委託料や、小谷線ほか4件の復旧工事費を計上しております。

次に、第2表、地方債補正につきまして、御説明いたします。

補正予算書の5ページをお開き願います。

地方債の変更として、先ほど歳出で御説明いたしました事業費変更に伴い、起債の目的別に、児童福祉施設整備から現年発生単独災害復旧までの6件について、発行限度額の変更を行うもので、合わせて1億7,790万円の増額を行うものでございます。

以上で、一般会計の補正につきまして、御説明を終わらせていただきます。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第93号「平成27年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、824万6,000円の追加でございます。

主な内容は、ジェネリック医薬品普及のための差額通知発送委託料の追加と、平成26年度精算による退職者医療交付金の返還金の計上でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

議案第94号「平成27年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、162万1,000円の追加でございます。

主な内容は、安芸・あったかふれあいセンター改修費に係る補助金の計上でございます。

現在、運営を委託している同センターにおいて、居室スペースが手狭となってきたことから、27年度より新たに創設された「高知県介護予防等サービス拠点整備事業費補助金」を財源として、同敷地内の空き室を改修する費用に係る補助金を計上するものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

議案第95号「平成27年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、50万円の追加でございます。

主な内容は、還付遡及期間の取り扱い変更に伴う、保険料の還付金及び還付加算金の追加計上

でございます。

以上で、補正予算案件の説明を終わらせていただきます。御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いいたします。

**○尾原進一議長** 上下水道課長。

**○五百蔵優吉上下水道課長** 議案第96号「平成27年度安芸市水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、御説明いたします。

「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の項目につきまして、追加及び減額補正するものであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条「収益的収入及び支出」は、収入科目第1款、水道事業収益の既決予定額3億1,113万9,000円から補正予定額196万5,000円を減額して、3億917万4,000円とし、支出科目第1款、水道事業費用の既決予定額2億5,584万5,000円から、補正予定額57万円を追加して、2億5,641万5,000円とするものです。

補正予定額の主なものは、収入科目では、井ノ口簡易水道統合整備に係る消火栓設置につきまして、現地精査により設置数を変更したことに伴う他会計補助金の減額などであります。

支出科目では、職員給与費、水道・土木積算システム委託費不足分などの追加でございます。次に、2ページをお開き願います。

第3条「資本的収入及び支出」は、収入科目第1款、資本的支出の既決予定額2億2,935万9,000円から、補正予定額5,713万4,000円を減額して、1億7,222万5,000円とし、支出科目第1款、資本的支出の既決予定額3億3,987万6,000円から、補正予定額5,713万8,000円を減額して、2億8,273万8,000円とし、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,051万3,000円は、減債積立金5,892万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3,999万1,000円及び当年度消費税資本的収支調整額1,160万1,000円で補填する。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

補正予定額につきましては、簡易水道統合整備事業の国庫補助金が要望額に対し7割ほどの交付決定となったことから、本年度の事業量を見直し、収入科目では、簡易水道債、簡易水道国庫補助金を減額、支出科目では、工事請負費などを減額するものであります。

次に、第4条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」は、職員給与費につきまして、既決予定額5,417万6,000円から、補正予定額37万4,000円を追加して、5,455万円とするもので、退職給付引当金などの手当を追加するものでございます。

この後、補正予算に関します資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。何とぞ、御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○尾原進一議長** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 3分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 決算認定の案件につきまして、御説明申し上げます。

提案をいたしました決算認定につきましては、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見をお手元のほうに配付させていただいております。なお、決算書の中に、実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第97号「平成26年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明申し上げます。決算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入につきましては、予算現額157億1,408万2,000円に対しまして、収入済額は131億1,726万2,766円となっております。

10ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額は126億8,757万9,362円となっております。

12ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、4億2,968万3,404円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が2億5,045万1,000円ありますので、翌年度への繰越額は、1億7,923万2,404円となっております。

16ページ以降の事項別明細書につきましては、別途審査が行われると思っておりますので、説明を省略させていただきます。御了承をお願いたします。

以降、特別会計分につきましても同様といたしますので、御了承をお願いたします。

次に、議案第98号「平成26年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。218ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額36億1,920万5,000円に対しまして、収入済額は32億1,341万9,223円となっております。

222ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額35億5,260万159円となっております。

224ページをお開き願います。

歳入歳出差引額は、3億3,918万936円の不足となり、翌年度歳入から繰上充用いたしました。

次に、議案第99号「平成26年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。258ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額3,001万9,000円に対しまして、収入済額は2,885万2,343円となっております。

260ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額2,885万2,343円となっております。

262ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第100号「平成26年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。276ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額1,165万5,000円に対しまして、収入済額は1,651万8,354円となっております。

278ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額1,039万981円となっております。

280ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、612万7,373円で、全額、翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第101号「平成26年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。292ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額4億8,922万6,000円に対しまして、収入済額は4億8,752万7,520円となっております。

294ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額は4億8,752万7,520円となっております。

296ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第102号「平成26年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。314ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額4億2,559万7,000円に対しまして、収入済額は4億2,559万6,672円となっております。

316ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額4億2,559万6,672円となっております。

318ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第103号「平成26年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。330ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額5,525万9,000円に対しまして、収入済額は5,482万6,576円となっております。

332ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額5,482万6,576円となっております。

334ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第104号「平成26年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につ

きまして御説明いたします。350ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額413万円に対しまして、収入済額は407万7,796円となっております。

352ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額407万7,796円となっております。

354ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第105号「平成26年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。364ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額21億2,135万7,000円に対しまして、収入済額は21億2,746万3,900円となっております。

366ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額21億314万4,779円となっております。

368ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、2,431万9,121円で、全額、翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第106号「平成26年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。408ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額6,552万円に対しまして、収入済額は1億1,216万2,689円となっております。

410ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額6,551万7,161円となっております。

412ページをお開き願います。

歳入歳出差引額は、4,664万5,528円で、全額、翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第107号「平成26年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。426ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額2億6,931万9,000円に対しまして、収入済額は2億6,917万5,411円となっております。

428ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額2億6,312万133円となっております。

430ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、605万5,278円で、全額、翌年度へ繰り越しております。

次に、財政指標を簡単に御説明いたします。財政力指数は0.275で、前年度と変わっておりません。経常収支比率は、分母となる普通交付税の減等により、対前年度0.9ポイント増の83.8%となっております。財政健全化法に基づく4つの指標につきましては、先ほど副市長が御報告申し上げたとおりでございます。

今後におきましても、実質公債費比率や将来負担比率については、着実に減少していく見込みではございますが、一方で、南海地震への対応や大型事業などにより、市債発行額は増加傾向にあり、また、地方交付税が減少することも予想されており、歳入歳出一体となった行財政改革を継続し実施していかなければならないと考えております。

以上で、決算認定案件11件につきまして、御説明を終わります。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 上下水道課長。

○五百蔵優吉上下水道課長 議案第108号「平成26年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

決算書の2ページをお開き願います。

水道事業の概況について、御説明いたします。

まず、給水件数は8,641件で、前年度より39件減少しております。

次に、年間給水量は、上水道で1,703立法キロメートル、簡易水道で358立法キロメートルの計2,061立法キロメートルでございます。

対前年度93立法キロメートル、率にしまして4.3%の減となっております。

4ページをお開き願います。

建設工事は、上水道・簡易水道で10件実施しており、4カ年計画の2年目である簡易水道統合整備事業は、馬ノ丁配水池築造工事や電気設備工事、中継ポンプ場築造工事など、6件を実施しております。

一方、4件実施した上水道では、川北水源地施設設備改修工事につきまして、機器の製作に日数を要したことから、平成27年度へ繰り越しております。

なお、この工事につきましては、6月に完了しております。

8ページ、9ページをお開き願います。

平成26年度予算第3条に定めました「収益的収入及び支出」について、収入の部、第1款、事業収益の予算額3億1,376万1,000円に対しまして、決算額3億1,411万5,770円となっております。

次に、支出の部、第1款、事業費用の予算額2億4,723万7,000円に対しまして、決算額2億3,179万8,213円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。

平成26年度予算第4条に定めました「資本的収入及び支出」につきまして、収入の部、第1款、資本的収入の予算額2億2,742万5,000円に対しまして、決算額2億2,774万371円となっております。

次に、支出の部、第1款、資本的支出の予算額3億5,333万9,000円に対しまして、決算額3億2,085万2,847円となっており、翌年度繰越額1,944万円につきましては、川北水源地施設設備改修工事に伴う繰り越しでございます。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,311万2,476円につきましては、減債積立金5,807万8,497円、過年度損益勘定留保資金2,036万5,206円、当年度消費税資本的収支調整額1,466万8,773円で補填しております。

12ページ、13ページをお開き願います。

収益は、営業収益2億5,892万4,850円と、営業外収益3,574万8,742円を合わせました2億9,467万3,592円、これに対しまして、費用は、営業費用2億735万7,426円と、営業外費用1,222万7,840円及び特別損失766万4,445円を合わせました2億2,724万9,711円となっており、当年度純利益は6,742万3,881円の黒字となっております。

この後、30ページの企業債明細書までそれぞれ決算に関します資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、御説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○尾原進一議長** この際、議員各位に御連絡いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後5時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、事務局まで提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

16日、午前10時再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時24分